

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

I 法人		事業年度		別表六(二)	
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		円	円	課税所得分	
当期の法人税額の控除限度額の計算	【No.27】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額(10欄及び11欄)及び非課税国外所得金額(13欄)の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。 また、国外事業所等帰属所得に係る金額の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成・添付していますか。	(3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9	令六・四・一以後終了事業年度等分	
	【No.29】 24欄の金額は、税引後の金額としていますか。 また、24欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。	【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。	【No.30】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。 (例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額(本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。)		24
	【No.28】 国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通子子の配賦計算をしていますか。	○ ○ ○			37
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{16}{9}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	17			
	当期に控除できる金額 法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(17)のうち少ない金額	18			
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	19			
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	20			
	((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控除額	21			
	法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	22			
	当期に控除できる金額 (21)+(22)	23			
	当期のその他の国外源泉所得に係る金額	24			
	納付した控除対象外国法人税額	28			
	交際費等の損金不算入				
貸倒引当金の戻入					
小計	35				
貸倒引当金の繰入額	36				
小計	45				
計 (24)+(35)-(45)	46				

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)		円	円	円
法人税の控除限度額 (17)	48	(51) × $\frac{16}{9}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	52	
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49	(53)又は当初申告税額		
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	50	000		
地方法人税額の計算 (50) × 10.3% - ((別表六(五)の二)「5の③」) + (別表十七(七)の六)「1」) - (50)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	51	外国税額の控除額 (54)+(55)	56	

【No.7】 56欄の金額は、別表一次葉の65欄の金額と一致していますか。